

ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE

金融分野におけるAIの活用と倫理

弁護士・カリフォルニア州弁護士 井上 乾介

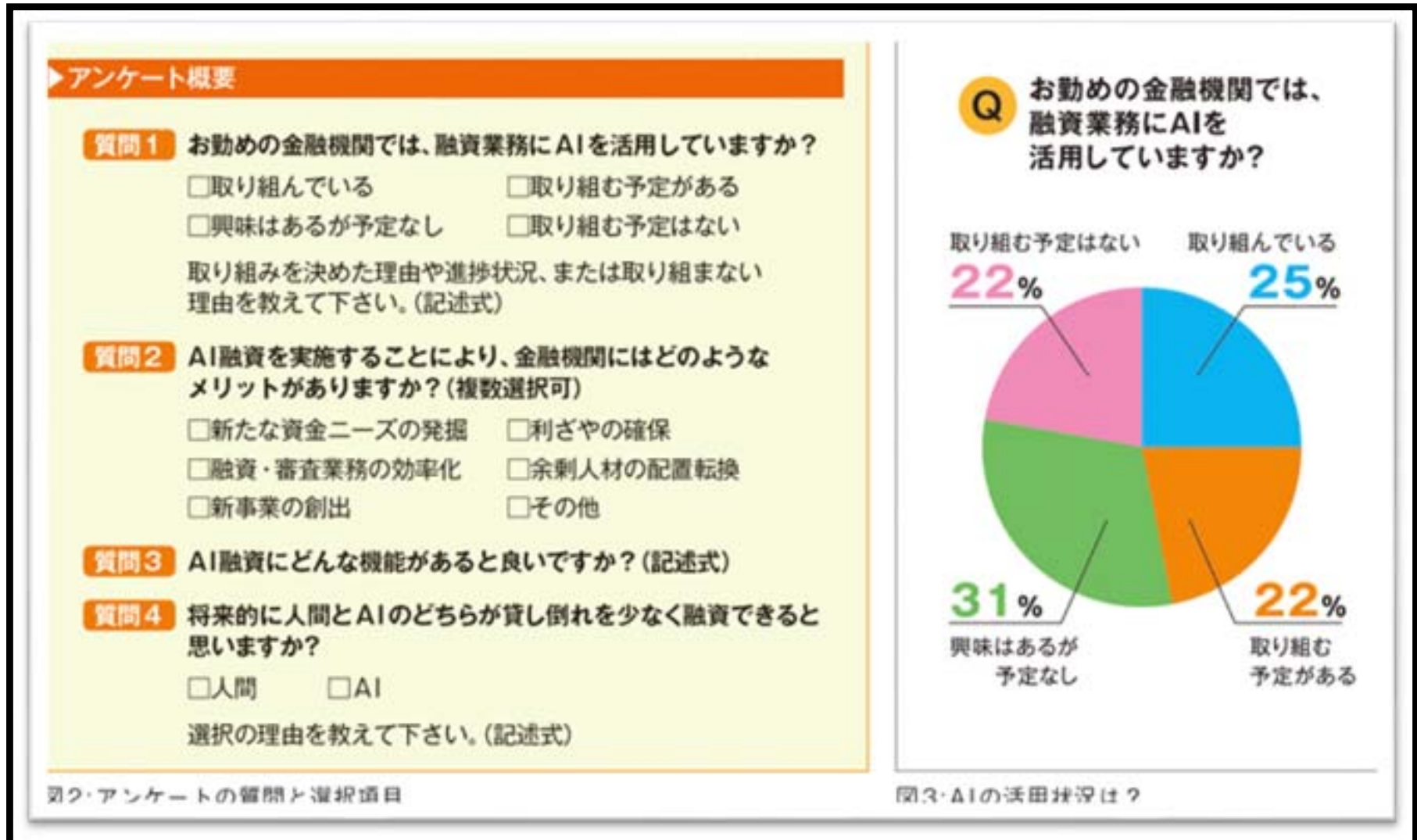
2021年2月25日

概要

1. 金融分野におけるAI活用
2. AIの倫理
3. 金融分野での社会実装の方向性

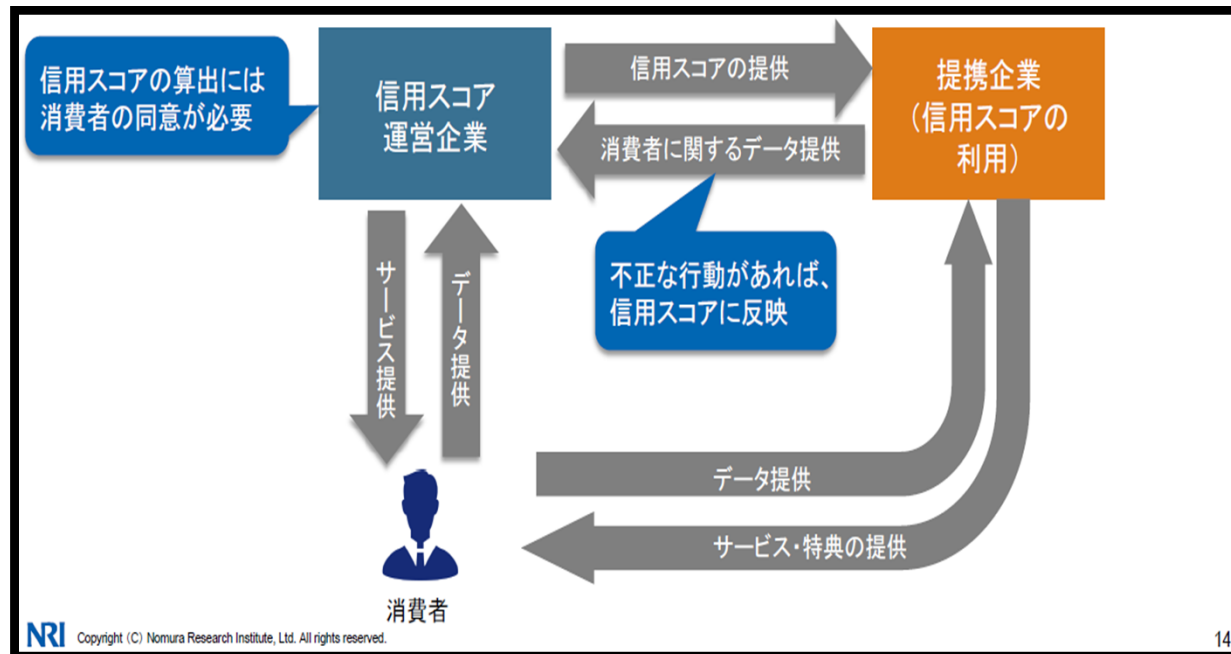
1. 金融機関におけるAI活用

■ 現状



1. 金融機関におけるAI活用

■ 信用スコア



J.Score

AIで、内なる自分を、スコアに。

「自分への投資でもっと実りある未来を手に入れる」ことを、心から正しいと思える新しい日本へ。ビッグデータを先進的なAI技術で分析し、一人ひとりの自己実現に必要な資金を適切な金利で提供することで、誰もが安心して挑戦し成長していくことのできる社会をつくるために、私たちは存在します。

日本初※のAIスコアサービス

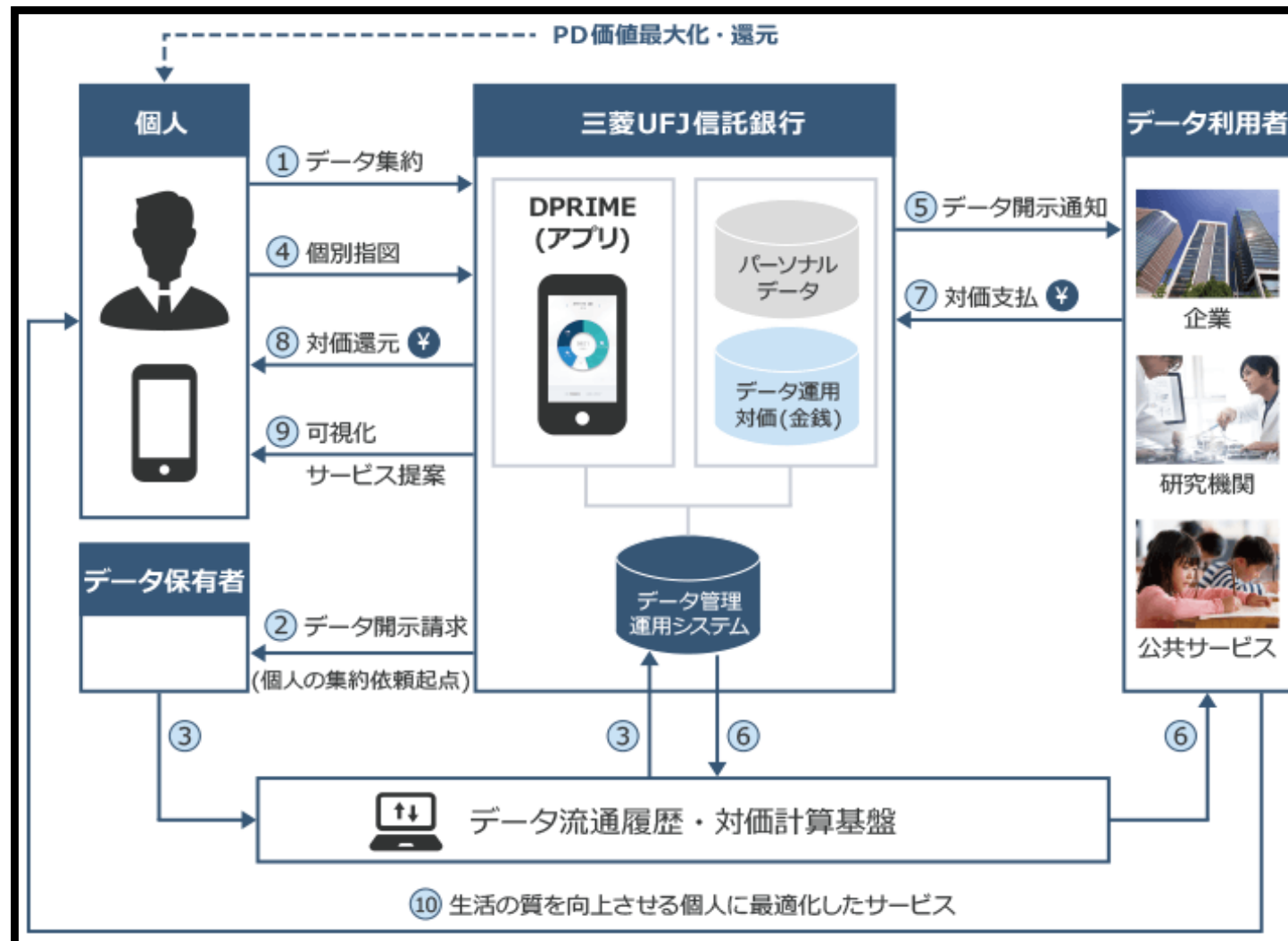
お客さまが許諾したデータや情報だけを、先進的なAI技術で分析しスコア化。データ量が増えるとスコアの精度が上がるスコアリングモデルを活用した国内初の融資サービス『AIスコア・レンディング』や、アライアンス企業でさまざまなリワード（特典）が受けられる『AIスコア・リワード』を提供しています。

[詳しくはこちら>>>](#)

※「AIスコア・レンディング」など、「AIスコア」(AI)を活用して、お客さまから提供されるさまざまな情報に基づき、お客さまの信用力や可能性をスコア化し、当社がお客さまに提供する価値)を活用したサービスであり、具体的な数値はございません。

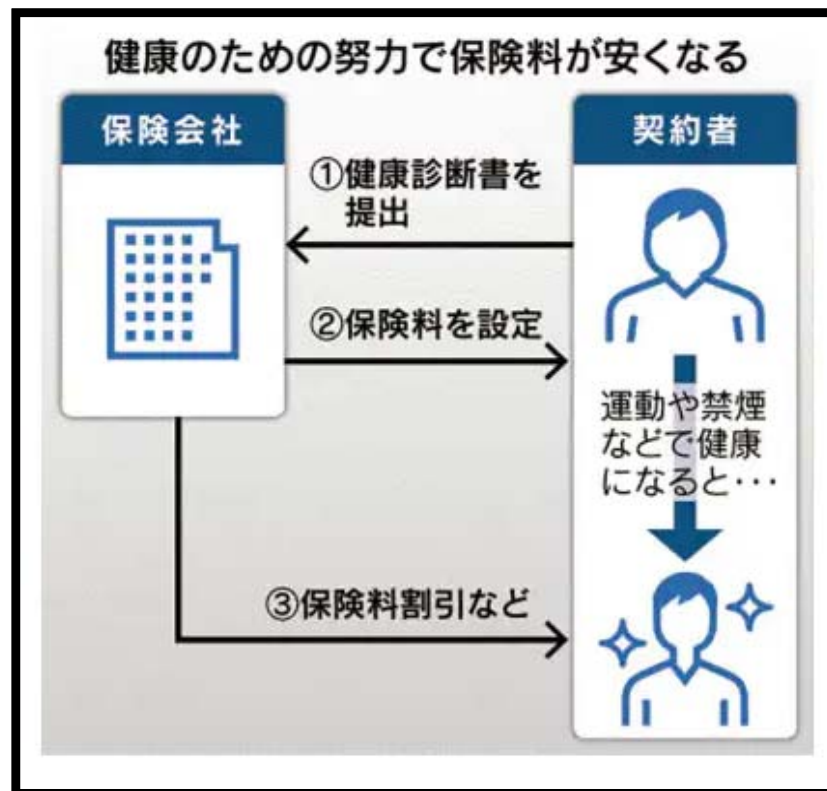
1. 金融機関におけるAI活用

■ 情報信託プラットフォーム（情報銀行）



1. 金融機関におけるAI活用

■ 健康増進型保険



生保各社は健康増進型保険を強化している	
	概要
SOMPOひまわり生命	25年度までに原則全商品を健康増進型に切り替え
住友生命	健康増進型保険を拡大し、主力商品の付帯率は約6割に
第一生命保険	企業向け商品で社員の健康データを分析して保険料を割り引く団体保険を発売
ジャストインケース（東京・千代田）	歩数と体重に応じて保険料を設定する医療保険を開発

1. 金融機関におけるAI活用

■ 各サービスの主な留意点

活用サービス	主な留意点
信用スコア	<ul style="list-style-type: none">・スコア決定の透明性、説明可能性の確保（ブラックボックス化）・性別や人種などに関わる差別・偏見の助長や再生産につながる可能性
情報銀行	<ul style="list-style-type: none">・個人のコントロールABILITYの確保・目的外利用、漏えいの懸念
健康増進型保険	<ul style="list-style-type: none">・要配慮個人情報、プライバシーの取り扱い・説明可能性の確保（ブラックボックス化）・プロファイリング

1. 金融機関におけるAI活用

Common Risk	Criminal Justice	Financial Services	Health & Social Care	Digital & Social Media	Energy & Utilities
Bias leading to discrimination	●	●	●	●	●
Lack of explainability	●	●	●	●	●
Regulator resourcing	●	●	●	●	●
Higher-impact cyberattacks	●	●	●	●	●
Failure of consent mechanisms	●	●	●	●	●
Loss of trust in institutions	●	●	●	●	●
Lack of transparency	●	●	●	●	●
Unequal access to services	●	●	●	●	●
Effects of low digital/data maturity	●	●	●	●	●
Erosion of privacy	●	●	●	●	●
Platform and data monopolies	●	●	●	●	●
Excessive data retention	●	●	●	●	●
Low 'human-in-the-loop'	●	●	●	●	●
Mis/disinformation	●	●	●	●	●
Loss of trust in AI	●	●	●	●	●
Undervaluation of public data	●	●	●	●	●
Low accuracy	●	●	●	●	●
Undermining professional judgement	●	●	●	●	●
Excessive trust in AI tools	●	●	●	●	●

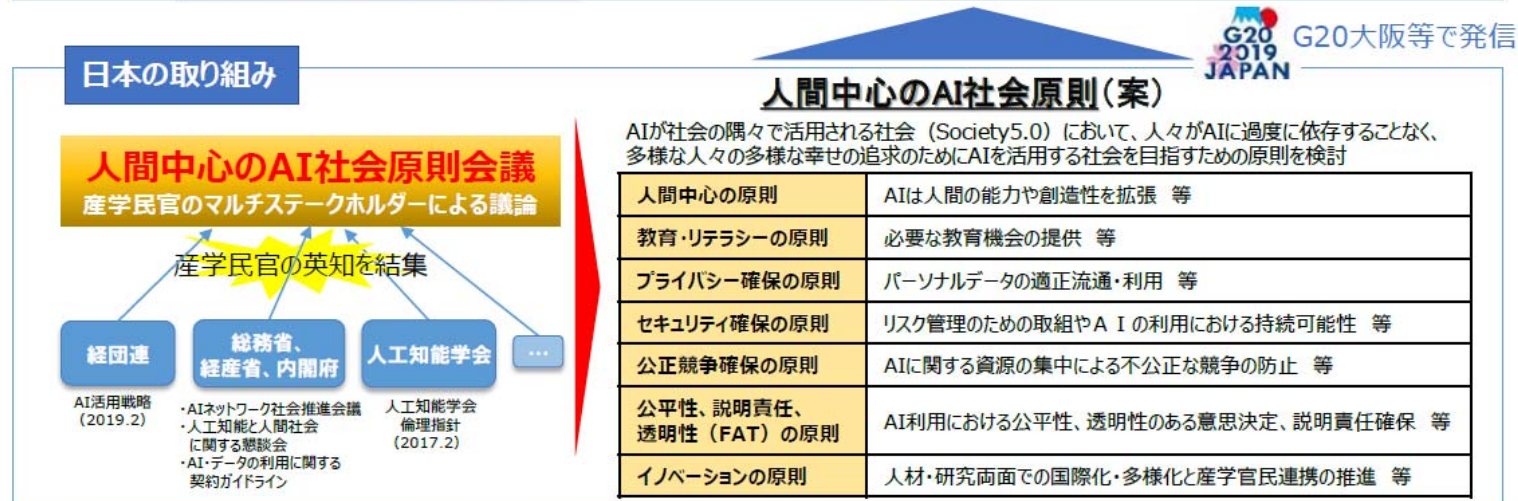
● Higher Risk
 ● Medium Risk
 ● Lower Risk

Centre for Data Ethics and Innovation

2. AIの倫理

倫理【人間中心のAI社会原則】

- 世界でAIの倫理的側面に関する議論が進展
- AIに関する人々の不安を払拭し、積極的な社会実装を推進するため、我が国としての原則案を策定



2. AIの倫理

■ 「人間中心のAI社会原則」

- ① 人間中心の原則
- ② 教育・リテラシーの原則
- ③ プライバシー確保の原則
- ④ セキュリティ確保の原則
- ⑤ 公正競争確保の原則
- ⑥ 公平性、説明責任及び透明性の原則
- ⑦ イノベーションの原則

人間中心の AI 社会原則

平成31年3月29日

統合イノベーション戦略推進会議決定

2. AIの倫理

● ③ プライバシー確保の原則

全てのAIが、パーソナルデータ利用に関するリスクを高めるわけではないが、AIを前提とした社会においては、**個人の行動などに関するデータから、政治的立場、経済状況、趣味・嗜好等が高精度で推定できることがある**。これは、重要性・要配慮性に応じて、**単なる個人情報を超す以上の慎重さ**が求められる場合があることを意味する。パーソナルデータが本人の望まない形で流通したり、利用されたりすることによって、個人が不利益を受けることのないよう、各ステークホルダーは、以下の考え方に基づいて、パーソナルデータを扱わなければならない。

- パーソナルデータを利用したAI及びそのAIを活用したサービス・ソリューションにおいては、政府における利用を含め、**個人の自由、尊厳、平等が侵害されないようにすべき**である。
- AIの使用が個人に害を及ぼすリスクを高める可能性がある場合には、そのような状況に対処するための**技術的仕組みや非技術的枠組みを整備すべき**である。特に、パーソナルデータを利用するAIは、当該データのプライバシーにかかわる部分については、**正確性・正当性の確保及び本人が実質的な関与ができる仕組み**を持つべきである。これによって、AIの利用に際し、人々が安心してパーソナルデータを提供し、提供したデータから有効に便益を得られることになる。

2. AIの倫理

- パーソナルデータは、その重要性・要配慮性に応じて適切な保護がなされなければならない。パーソナルデータには、それが不当に利用されることによって、個人の権利・利益が大きく影響を受ける可能性が高いもの（典型的には思想信条・病歴・犯歴等）から、社会生活のなかで半ば公知となっているものまで多様なものが含まれていることから、その利活用と保護のバランスについては、文化的背景や社会の共通理解をもとにきめ細やかに検討される必要がある。

2. AIの倫理

● ⑥ 公平性、説明責任及び透明性の原則

AI の利用によって、不当な差別を受けたり、人間の尊厳に照らして不当な扱いを受けたりすることがないように、**公平性及び透明性**のある意思決定とその結果に対する**説明責任**（アカウントビリティ）が適切に確保されると共に、**技術に対する信頼性**（Trust）が担保される必要がある。

- AI の設計思想の下において、人々がその人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様なバックグラウンドを理由に**不当な差別をされることなく、全ての人々が公平**に扱われなければならない。
- AI を利用しているという事実、AI に利用されるデータの取得方法や使用方法、AI の動作結果の適切性を担保する仕組みなど、**用途や状況に応じた適切な説明**が得られなければならない。
- 人々が AI の提案を理解して判断するために、AI の利用・採用・運用について、**必要に応じて開かれた対話の場**が適切に持たれなければならない。
- 上記の観点を担保し、AI を安心して社会で利活用するため、**AI とそれを支えるデータないしアルゴリズムの信頼性（Trust）**を確保する仕組みが構築されなければならない。

3. 金融分野での社会実装の方向性

- 「我が国のAIガバナンスの在り方」
 - ゴールベースのガバナンスの支援のため、法的拘束力のない企業ガバナンス・ガイドラインを作成。
 - AI原則を解説しているガイドラインを活用しつつ、企業ガバナンスに融合しやすいガイドラインを作成。
 - 現時点では、法的拘束力のある横断的な規制は不要。
 - 個別分野については、ITではなく、業法の観点からの関わりの方が望ましい場合あり。



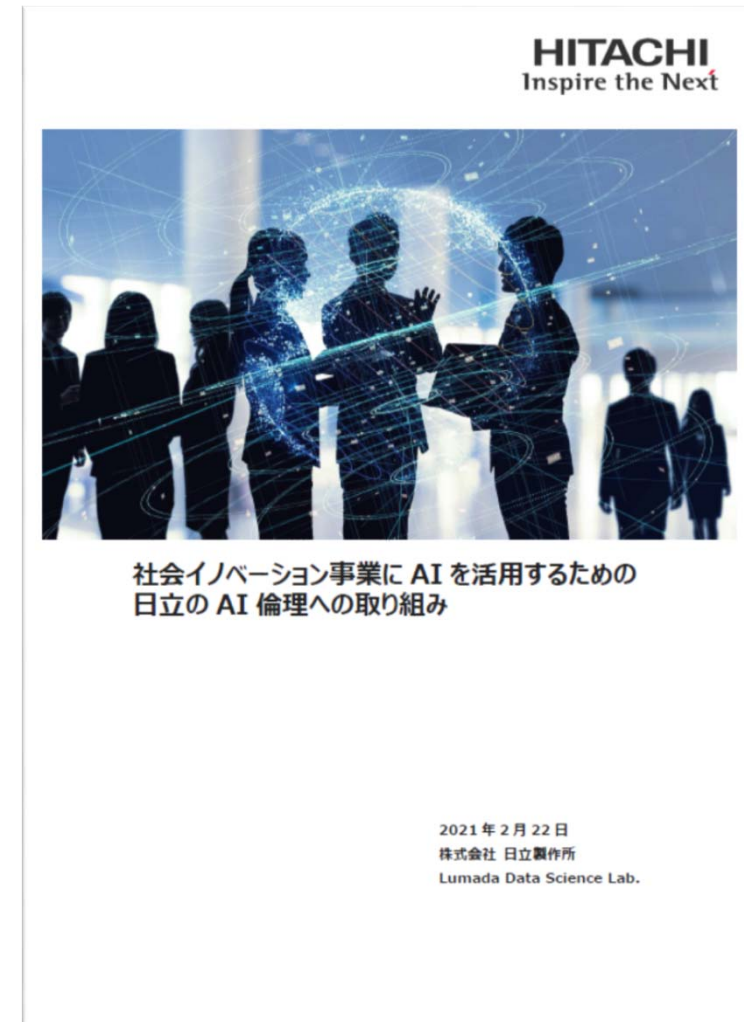
3. 金融分野での社会実装の方向性

- 業界別の指針
 - シンガポール通貨金融管理庁の指針
 - 金融業界における AI・データ分析の利用の際の公正性、倫理、アカウントビリティ、透明性の促進
 - 横断的なモデルフレームワークを補完する位置づけ
 - 日本における金融分野 AI 倫理指針の可能性
 - 規制分野としての金融分野の特質
 - 金融庁の監督指針、金融分野個人情報保護ガイドライン等のこれまでの規制手法の蓄積



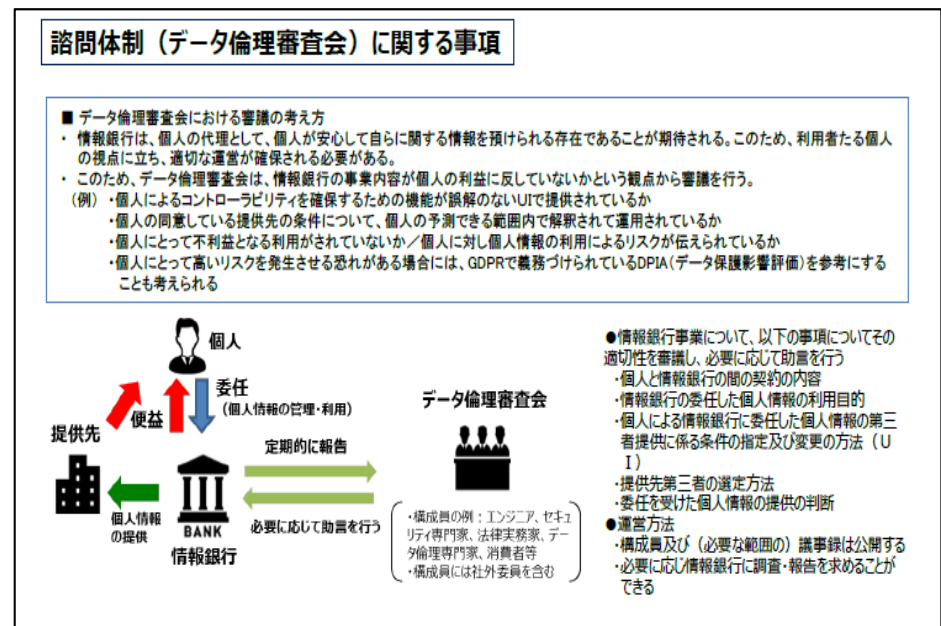
3. 金融分野での社会実装の方向性

- 事業者ごとのA I 倫理指針の策定
 - 先行事例
 - 基本原則の提示
 - 社内教育・啓発
 - 評価体制・プロセスの整備
 - 諮問機関の設置 等
 - 金融分野特有の考慮要素を踏まえた事業者のA I 倫理指針の策定



3. 金融分野での社会実装の方向性

- 外部諮問機関の設置
 - 情報銀行「データ倫理審査会」
 - 情報銀行の諮問に応じ、契約内容、利用目的、提供の判断につき助言
 - 必要に応じて情報銀行に対する調査報告を求めることも想定
 - 情報銀行業務のみならず、各社のA I 倫理指針における位置づけ、役割、権限の検討



ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE

■ ご清聴ありがとうございました

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
弁護士・カリフォルニア州弁護士 井上 乾介

〒100-8136
東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

TEL: 03-6775-1195

FAX: 03-6775-2195

E-Mail: kensuke.inoue@amt-law.com

URL: <https://www.amt-law.com/professionals/profile/KKI>